

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）	16
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）（附則第十一条関係）	35

改正案	現行
<p>（営外手当）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項の営外手当の額は、月額六千八百三十円とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五</p>	<p>（営外手当）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項の営外手当の額は、月額六千六百八十円とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五</p>

「と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員」と及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五」、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十八・七五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の

「と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十七万九千円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十五万三千三百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十五万七千円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十三万三千三百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶

中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十三万八千円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十一万七千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改正案

現行

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	号	俸	給 月 額	給 月 額
	1		246,300	354,600
	2		247,800	356,000
	3		249,200	357,400
	4		250,600	358,800
	5		252,000	360,200
	6		253,200	361,500
	7		254,400	362,800
	8		255,600	364,100
	9		257,000	365,300
	10		258,200	366,800
	11		259,500	368,300
	12		260,800	369,700
	13		262,100	371,000
	14		264,000	372,500
	15		265,800	374,000
	16		267,600	375,400
	17		269,300	376,800
	18		271,500	378,300
	19		273,700	379,700
	20		275,900	381,100
	21		278,100	382,500
	22		280,300	384,000
	23		282,500	385,500
	24		284,600	386,900
	25		286,600	388,200
	26		288,500	389,700
	27		290,400	391,200
	28		292,200	392,700
	29		294,000	394,100
	30		295,900	395,600

職員の区分	職務の級		級	級
	号	俸		
	号	俸	給 月 額	給 月 額
	1		219,700	337,600
	2		221,400	339,600
	3		222,900	341,600
	4		224,400	343,600
	5		226,100	345,600
	6		227,400	347,200
	7		228,600	348,800
	8		229,900	350,300
	9		231,600	351,800
	10		233,300	353,800
	11		235,000	355,800
	12		236,600	357,700
	13		238,100	359,600
	14		240,100	361,500
	15		242,000	363,300
	16		243,900	364,900
	17		245,600	366,500
	18		248,000	368,300
	19		250,400	370,100
	20		252,800	371,900
	21		255,200	373,500
	22		257,600	375,400
	23		259,900	377,100
	24		262,100	378,800
	25		264,300	380,100
	26		266,500	381,900
	27		268,900	383,700
	28		271,000	385,600
	29		273,300	387,400
	30		275,600	389,200

31	297,700	397,100	277,800	391,100
32	299,400	398,600	279,900	393,000
33	301,100	400,000	282,000	394,600
34	302,900	401,600	284,200	396,300
35	304,600	403,200	286,300	397,900
36	306,200	404,700	288,200	399,600
37	307,800	405,900	290,300	400,800
38	309,500	407,300	292,000	402,200
39	311,300	408,700	293,800	403,600
40	313,000	410,000	295,500	405,000
41	314,300	411,600	296,800	406,600
42	316,200	413,000	298,800	408,000
43	318,000	414,300	300,700	409,300
44	319,700	415,700	302,700	410,700
45	321,400	417,100	304,700	412,100
46	323,300	418,400	306,800	413,400
47	325,000	419,900	309,000	414,900
48	326,700	421,400	311,200	416,400
49	328,400	423,000	313,300	418,000
50	330,200	424,400	315,600	419,400
51	332,000	426,000	317,800	421,000
52	333,700	427,500	319,900	422,500
53	335,400	429,200	322,000	424,200
54	336,700	430,700	323,500	425,700
55	338,000	432,300	325,000	427,300
56	339,300	433,900	326,500	428,900
57	340,800	435,400	328,200	430,400
58	342,400	436,900	330,200	431,900
59	343,900	438,100	332,200	433,100
60	345,500	439,300	334,100	434,300
61	347,000	440,500	335,900	435,500
62	348,600	441,800	337,900	436,800
63	350,200	443,000	339,900	438,100
64	351,700	444,200	341,800	439,300
65	353,200	445,300	343,500	440,500
66	354,800	446,500	345,500	441,700
67	356,400	447,700	347,500	442,900
68	357,900	448,900	349,500	444,100

定年前 再任 勤務 職員 以外	69	359,400	450,100	定年前 再任 勤務 職員 以外	69	351,300	445,300
	70	361,000	451,300		70	353,200	446,500
	71	362,600	452,500		71	355,100	447,700
	72	364,100	453,700		72	357,000	448,900
	73	365,600	454,800		73	358,600	450,000
	74	367,200	455,400		74	360,500	450,600
	75	368,800	455,900		75	362,300	451,100
	76	370,300	456,400		76	364,200	451,600
	77	371,800	456,900		77	366,000	452,100
	78	373,200			78	367,700	
	79	374,600			79	369,300	
	80	375,900			80	370,900	
	81	377,200			81	372,300	
	82	378,600			82	373,800	
	83	380,000			83	375,200	
84	381,300		84	376,500			
85	382,400		85	377,600			
86	383,800		86	379,000			
87	385,100		87	380,400			
88	386,400		88	381,700			
89	387,600		89	382,900			
90	388,900		90	384,200			
91	390,000		91	385,300			
92	391,200		92	386,500			
93	392,400		93	387,700			
94	393,500		94	388,800			
95	394,700		95	390,000			
96	395,900		96	391,200			
97	397,300		97	392,600			
98	398,300		98	393,600			
99	399,300		99	394,600			
100	400,300		100	395,600			
101	401,200		101	396,500			
102	402,200		102	397,500			
103	403,300		103	398,600			
104	404,400		104	399,700			
105	405,100		105	400,400			

106	406,000	106	401,300
107	406,900	107	402,200
108	407,800	108	403,100
109	408,600	109	403,900
110	409,400	110	404,800
111	410,200	111	405,600
112	411,000	112	406,400
113	411,600	113	407,000
114	412,300	114	407,700
115	413,000	115	408,400
116	413,700	116	409,100
117	414,300	117	409,700
118	414,800	118	410,200
119	415,200	119	410,600
120	415,500	120	411,000
121	415,800	121	411,300
122	416,100	122	411,600
123	416,400	123	411,900
124	416,600	124	412,100
125	416,800	125	412,300
126	417,100	126	412,600
127	417,400	127	412,900
128	417,600	128	413,100
129	417,800	129	413,300
130	418,100	130	413,600
131	418,400	131	413,900
132	418,600	132	414,100
133	418,800	133	414,300
134	419,100	134	414,600
135	419,400	135	414,900
136	419,600	136	415,100
137	419,800	137	415,300
138	420,100	138	415,600
139	420,400	139	415,900
140	420,600	140	416,100
141	420,800	141	416,300
142	421,100	142	416,600
143	421,400	143	416,900

	144	421,600	
	145	421,800	
定年前再任勤 用短時職員		基準 俸給月額	基準 俸給月額
		279,100 円	336,600 円

	144	417,100	
	145	417,300	
定年前再任勤 用短時職員		基準 俸給月額	基準 俸給月額
		275,300 円	332,200 円

案

再任用職員	—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—
125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300					
126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200					
127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100					
128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000					
129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700					
130									442,300	432,300	431,300	430,700	421,500						
131									443,000	434,100	434,100	431,500	422,300						
132									443,700	434,700	434,900	432,500	423,100						
133									444,300	435,700	435,700	433,200	424,000						
134									445,000	436,500	436,500	434,000	424,800						
135									445,700	437,300	437,300	434,800	425,600						
136									446,400	438,100	438,100	435,900	426,400						
137									447,000	438,800	438,800	436,400	427,300						
138									439,700	439,700	437,200	437,200	428,100						
139									440,600	440,600	440,600	438,000	428,900						
140									441,500	441,500	441,500	438,800	429,700						
141									442,200	442,200	442,200	439,600	430,500						
142									443,000	443,000	443,000	440,400							
143									443,800	443,800	443,800	441,200							
144									444,600	444,600	444,600	442,000							
145									445,300	445,300	445,300	442,800							

- 備考一 統合警備長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- 備考二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- 備考三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 備考四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

改正

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（号俸の決定基準等） 第五条（略）</p> <p>2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員 の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるの は「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事 院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法 第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六六 十五号）第四十六条」と、同条第九項中「職務の級」とあるの は「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又 は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律別 表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合 にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一 等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される 同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄 をいう。」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略） 3（略）</p> <p>（扶養手当） 第十二条 扶養親族を有する職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備</p>	<p>（号俸の決定基準等） 第五条（略）</p> <p>2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員 の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるの は「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事 院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法 第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六六 十五号）第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」 とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「 職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する 階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給 与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄 の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する 階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては その者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の （一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略） 3（略）</p> <p>（扶養手当） 第十二条 扶養親族を有する職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備</p>

自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書、第三項及び第五項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとする。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐

自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐

、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項及び第三項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同条第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十六・二五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職

「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百

員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十一・二五）とあるのは「百分の五十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十一・二五）」とあるのは「百分の五十八・七五」、防衛省の職員に支給する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあっては百分の五十八・七五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるの

分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(削る)

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。第五項において同じ。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第一号任期付職員には適用しない。

4 (略)

5 第十一条の二から第十二条まで、第十四条、第十八条及び前条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

6 第十二条及び第十四条（初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

は「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(特定任期付職員業績手当)

第十八条の三 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）、第十八条、第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、特定任期付職員及び第一号任期付職員には適用しない。

4 (略)
(新設)

5 第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特勤勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当及び単身赴任手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。

4 (略)

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当、単身赴任手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「学生」と読み替えるものとする。

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

(新設)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額」

とする。

5 | (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 | (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

改正案

現行

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級		級	俸給月額	級	俸給月額
	号	俸				
		1	2	円	円	
1				246,300		376,800
2				247,800		378,300
3				249,200		379,700
4				250,600		381,100
5				252,000		382,500
6				253,200		384,000
7				254,400		385,500
8				255,600		386,900
9				257,000		388,200
10				258,200		389,700
11				259,500		391,200
12				260,800		392,700
13				262,100		394,100
14				264,000		395,600
15				265,800		397,100
16				267,600		398,600
17				269,300		400,000
18				271,500		401,600
19				273,700		403,200
20				275,900		404,700
21				278,100		405,900
22				280,300		407,300
23				282,500		408,700
24				284,600		410,000
25				286,600		411,600
26				288,500		413,000
27				290,400		414,300
28				292,200		415,700
29				294,000		417,100
30				295,900		418,400

職員の区分	職務の級		級	俸給月額	級	俸給月額
	号	俸				
		1	2	円	円	
1				246,300		354,600
2				247,800		356,000
3				249,200		357,400
4				250,600		358,800
5				252,000		360,200
6				253,200		361,500
7				254,400		362,800
8				255,600		364,100
9				257,000		365,300
10				258,200		366,800
11				259,500		368,300
12				260,800		369,700
13				262,100		371,000
14				264,000		372,500
15				265,800		374,000
16				267,600		375,400
17				269,300		376,800
18				271,500		378,300
19				273,700		379,700
20				275,900		381,100
21				278,100		382,500
22				280,300		384,000
23				282,500		385,500
24				284,600		386,900
25				286,600		388,200
26				288,500		389,700
27				290,400		391,200
28				292,200		392,700
29				294,000		394,100
30				295,900		395,600

31	297,700	419,900	297,700	397,100
32	299,400	421,400	299,400	398,600
33	301,100	423,000	301,100	400,000
34	302,900	424,400	302,900	401,600
35	304,600	426,000	304,600	403,200
36	306,200	427,500	306,200	404,700
37	307,800	429,200	307,800	405,900
38	309,500	430,700	309,500	407,300
39	311,300	432,300	311,300	408,700
40	313,000	433,900	313,000	410,000
41	314,300	435,400	314,300	411,600
42	316,200	436,900	316,200	413,000
43	318,000	438,100	318,000	414,300
44	319,700	439,300	319,700	415,700
45	321,400	440,500	321,400	417,100
46	323,300	441,800	323,300	418,400
47	325,000	443,000	325,000	419,900
48	326,700	444,200	326,700	421,400
49	328,400	445,300	328,400	423,000
50	330,200	446,500	330,200	424,400
51	332,000	447,700	332,000	426,000
52	333,700	448,900	333,700	427,500
53	335,400	450,100	335,400	429,200
54	336,700	451,300	336,700	430,700
55	338,000	452,500	338,000	432,300
56	339,300	453,700	339,300	433,900
57	340,800	454,800	340,800	435,400
58	342,400	455,400	342,400	436,900
59	343,900	455,900	343,900	438,100
60	345,500	456,400	345,500	439,300
61	347,000	456,900	347,000	440,500
62	348,600		348,600	441,800
63	350,200		350,200	443,000
64	351,700		351,700	444,200
65	353,200		353,200	445,300
66	354,800		354,800	446,500
67	356,400		356,400	447,700
68	357,900		357,900	448,900

再任期間以外 の職務職員		再任期間以外 の職務職員		再任期間以外 の職務職員	
69	359,400	69	359,400	69	450,100
70	361,000	70	361,000	70	451,300
71	362,600	71	362,600	71	452,500
72	364,100	72	364,100	72	453,700
73	365,600	73	365,600	73	454,800
74	367,200	74	367,200	74	455,400
75	368,800	75	368,800	75	455,900
76	370,300	76	370,300	76	456,400
77	371,800	77	371,800	77	456,900
78	373,200	78	373,200		
79	374,600	79	374,600		
80	375,900	80	375,900		
81	377,200	81	377,200		
82	378,600	82	378,600		
83	380,000	83	380,000		
84	381,300	84	381,300		
85	382,400	85	382,400		
86	383,800	86	383,800		
87	385,100	87	385,100		
88	386,400	88	386,400		
89	387,600	89	387,600		
90	388,900	90	388,900		
91	390,000	91	390,000		
92	391,200	92	391,200		
93	392,400	93	392,400		
94	393,500	94	393,500		
95	394,700	95	394,700		
96	395,900	96	395,900		
97	397,300	97	397,300		
98	398,300	98	398,300		
99	399,300	99	399,300		
100	400,300	100	400,300		
101	401,200	101	401,200		
102	402,200	102	402,200		
103	403,300	103	403,300		
104	404,400	104	404,400		
105	405,100	105	405,100		

106	406,000	106	406,000
107	406,900	107	406,900
108	407,800	108	407,800
109	408,600	109	408,600
110	409,400	110	409,400
111	410,200	111	410,200
112	411,000	112	411,000
113	411,600	113	411,600
114	412,300	114	412,300
115	413,000	115	413,000
116	413,700	116	413,700
117	414,300	117	414,300
118	414,800	118	414,800
119	415,200	119	415,200
120	415,500	120	415,500
121	415,800	121	415,800
122	416,100	122	416,100
123	416,400	123	416,400
124	416,600	124	416,600
125	416,800	125	416,800
126	417,100	126	417,100
127	417,400	127	417,400
128	417,600	128	417,600
129	417,800	129	417,800
130	418,100	130	418,100
131	418,400	131	418,400
132	418,600	132	418,600
133	418,800	133	418,800
134	419,100	134	419,100
135	419,400	135	419,400
136	419,600	136	419,600
137	419,800	137	419,800
138	420,100	138	420,100
139	420,400	139	420,400
140	420,600	140	420,600
141	420,800	141	420,800
142	421,100	142	421,100
143	421,400	143	421,400

	144	421,600	
	145	421,800	
定年前再任勤 用短時職員		基 准 給 月 額	基 准 給 月 額
		279,100 円	336,600 円

	144	421,600	
	145	421,800	
定年前再任勤 用短時職員		基 准 給 月 額	基 准 給 月 額
		279,100 円	336,600 円

現 行

57				490,900	470,100	441,400	389,700	364,700	344,500	341,800	334,800	334,400	329,000	315,300
58				491,500	471,000	442,300	391,200	366,400	345,800	343,500	336,500	335,500	329,900	315,900
59				492,100	471,900	443,200	392,700	368,100	347,100	344,600	337,200	336,600	330,800	316,500
60				492,700	472,800	444,100	394,200	369,800	348,400	346,000	338,400	337,700	331,700	317,100
61				493,300	473,800	444,900	395,600	371,500	349,700	347,300	339,400	338,900	332,600	317,500
62				493,800	474,400	445,700	396,600	372,800	351,200	348,600	340,700	339,400	333,500	318,200
63				494,300	475,000	446,500	398,200	374,100	352,700	349,900	342,000	341,300	334,400	318,900
64				494,800	475,600	447,300	399,500	375,400	354,200	351,200	342,500	342,500	335,300	319,600
65				495,200	476,000	447,900	400,900	376,600	355,700	352,400	344,700	343,700	336,100	320,400
66				495,500	476,500	448,700	402,500	377,900	357,900	353,900	346,100	345,000	336,900	320,900
67				496,200	477,000	449,500	404,100	379,200	360,100	355,400	347,500	346,300	337,700	321,400
68				496,700	477,500	450,300	405,700	380,500	362,300	356,900	348,900	347,600	338,500	321,900
69				497,100	478,000	450,900	407,200	381,900	364,300	358,200	350,200	349,000	339,400	322,300
70				497,600	478,300	451,700	408,300	383,200	365,700	359,500	351,500	350,300	340,600	322,600
71				498,100	478,800	452,500	409,400	384,500	367,100	360,800	353,000	351,600	341,800	322,900
72				498,600	479,300	453,300	410,500	385,800	368,500	362,100	354,400	352,900	343,000	323,200
73				499,100	479,800	453,900	411,600	387,000	369,800	363,300	355,600	354,300	344,200	323,500
74				499,600	480,300	454,600	412,700	388,500	371,200	364,800	357,000	355,800	345,300	324,000
75				500,100	480,800	455,300	413,800	390,000	372,600	366,300	358,400	357,300	346,400	324,500
76				500,600	481,300	456,100	415,000	391,500	374,000	367,800	359,800	358,800	347,500	324,900
77				501,100	481,800	456,700	416,000	393,000	375,400	369,400	361,300	360,200	348,500	325,400
78				501,600	482,300	457,400	417,100	394,500	376,700	371,000	362,900	361,700	349,600	325,900
79				502,100	482,800	458,100	418,200	396,000	378,000	372,700	364,500	363,200	350,700	326,400
80				502,600	483,300	458,800	419,300	397,500	379,500	374,300	366,100	364,700	351,800	326,900
81				502,900	483,700	459,300	420,300	398,900	380,500	375,800	367,500	366,200	352,900	327,400
82				484,200	459,900	421,000	400,400	381,900	377,300	369,100	367,600	367,000	354,200	327,900
83				484,700	460,500	421,700	401,900	383,300	378,800	370,700	369,000	368,000	355,500	328,400
84				485,200	461,100	422,500	403,400	384,700	380,300	372,300	371,000	370,400	356,800	328,900
85				485,700	461,600	423,100	405,000	386,100	381,600	373,700	372,900	371,800	358,000	329,400
86				486,200	462,100	423,900	406,200	387,500	382,900	375,000	374,100	373,000	359,300	329,900
87				486,700	462,700	424,700	407,400	389,100	384,400	376,300	375,300	374,400	360,600	330,400
88				487,200	463,300	425,500	408,600	390,600	385,800	377,600	376,600	375,700	361,900	330,900
89				487,600	463,700	426,200	409,700	391,900	387,000	378,800	378,000	376,800	363,100	331,400
90				488,100	464,200	427,100	410,900	393,400	388,500	380,400	379,500	378,300	364,200	331,900
91				488,600	464,700	428,000	412,100	394,900	390,000	381,900	381,000	379,900	365,300	332,400
92				489,100	465,200	428,900	413,300	396,400	391,500	383,400	383,400	381,500	366,400	332,900
93				489,600	465,700	429,600	414,400	398,000	392,900	384,800	384,800	382,900	367,400	333,400
94				490,100	466,200	430,300	415,300	399,400	394,600	386,400	386,400	384,400	368,500	333,900
95				490,600	466,700	431,000	416,200	400,800	396,300	388,000	388,000	386,000	369,600	334,400
96				491,100	467,200	431,800	417,100	402,200	398,000	389,600	389,600	387,400	371,000	334,900
97				491,600	467,700	432,400	418,000	403,600	399,500	391,200	391,200	388,800	372,200	335,400
98				492,100	468,200	433,100	418,900	405,000	401,900	392,800	392,800	390,000	373,200	335,900
99				492,600	468,700	433,800	419,800	406,300	402,100	393,800	393,800	391,200	374,200	336,400
100				493,100	469,200	434,500	420,700	407,700	403,400	395,100	395,100	392,400	375,200	336,900
101				493,400	469,700	435,200	421,400	408,900	404,500	396,200	396,200	393,400	376,000	337,400
102				493,900	470,200	435,900	422,200	409,800	405,500	397,500	397,500	394,400	376,900	337,900
103				494,400	470,700	436,600	423,000	410,800	406,500	398,500	398,500	395,600	377,800	338,400
104				494,900	471,200	437,300	423,800	411,800	407,500	399,400	399,400	396,800	378,700	338,900
105				495,200	471,600	438,000	424,500	412,600	408,300	400,200	400,200	397,900	379,500	339,400
106				495,500	472,100	438,600	425,400	413,600	409,400	401,200	397,200	380,400	380,400	380,400
107				495,800	472,600	439,200	426,300	414,600	410,500	402,200	398,600	381,300	381,300	381,300
108				496,100	473,100	439,800	427,200	415,600	411,600	403,200	398,800	382,200	382,200	382,200
109				496,400	473,600	440,400	427,900	416,400	412,500	404,300	399,500	382,900	382,900	382,900
110				496,700	474,100	441,000	428,600	417,300	413,400	405,100	400,300	383,500	383,500	383,500
111				497,000	474,600	441,600	429,400	418,200	414,300	405,900	401,100	384,500	384,500	384,500
112				497,300	475,100	442,200	430,200	419,100	415,200	406,700	401,900	385,500	385,500	385,500
113				497,600	475,600	442,700	430,800	419,900	416,200	407,600	402,700	386,500	386,500	386,500
114				497,900	476,100	443,300	431,500	420,800	417,200	408,400	403,500	387,500	387,500	387,500
115				498,200	476,600	443,900	432,200	421,600	418,100	409,200	404,300	388,500	388,500	388,500
116				498,500	477,100	444,500	432,900	422,400	419,000	410,000	405,100	389,500	389,500	389,500
117				498,800	477,600	445,100	433,600	423,200	419,800	410,800	405,900	390,500	390,500	390,500
118				499,100	478,100	445,700	434,300	424,000	420,600	411,600	406,700	391,500	391,500	391,500
119				499,400	478,600	446,300	435,000	424,800	421,400	412,400	407,500	392,500	392,500	392,500
120				499,700	479,100	446,900	435,700	425,600	422,200	413,200	408,300	393,500	393,500	393,500
121				499,900	479,300	447,100	436,000	426,000	423,400	414,100	409,100	394,500	394,500	394,500
122				500,100	479,500	447,300	436,300	426,400	423,800	414,500	409,500	395,000	395,000	395,000
123				500,300	479,700	447,500	436,600	426,800	424,200	414,900	410,000	395,500	395,500	395,500
124				500,500	479,900	447,700	436,900	427,200	424,600	415,300	410,500	396,000	396,000	396,000

案

再任用職員	—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—
125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300					
126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200					
127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100					
128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000					
129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700					
130									451,900	442,300	433,300	430,700	421,500						
131									452,000	443,000	434,100	431,500	422,300						
132									453,700	443,700	434,900	432,300	423,100						
133									454,300	444,300	435,700	433,200	424,000						
134									455,000	445,000	436,500	434,000	424,800						
135									455,700	445,700	437,300	434,800	425,600						
136									456,400	446,400	438,100	435,600	426,400						
137									447,000	447,000	438,800	436,400	427,300						
138									439,700	439,700	437,200	437,200	428,100						
139									440,600	440,600	440,600	438,000	428,900						
140									441,500	441,500	441,500	438,800	429,700						
141									442,200	442,200	442,200	439,600	430,500						
142									443,000	443,000	443,000	440,400							
143									443,800	443,800	443,800	441,200							
144									444,600	444,600	444,600	442,000							
145									445,300	445,300	445,300	442,800							

- 備考一 統合警備長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- 備考二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- 備考三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 備考四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

正 改

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第八条 第一項	(略)	(略)
(略)	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	(略)	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項、第二十五條第四項又は第二十五條の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

現 行

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第八条 第一項	(略)	(略)
(略)	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）	(略)	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項、第二十五條第三項又は第二十五條の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

2 (略)

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第六項中「初任給調整手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

2 (略)

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。